

令和6年度 第1回吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 議事要旨

日 時：令和6年10月2日（水） 午後1時30分～3時00分

会 場：東吾妻町役場 3階 301会議室

委員出欠：

選出区分	氏名	所属・職名	出欠
住民代表	市川 秀雄	草津町	出
	金子 勝美	長野原町	欠
	武藤 宏道	東吾妻町	出
	加部 政喜	東吾妻町	出
	加部 敏通	東吾妻町	出
学識経験者	八 鍬 浩	全国都市清掃会議 技術部長	出
	田中 恒夫	前橋工科大学 工学部教授	出
	関谷 隆	東京二十三区清掃一部事務組合 杉並清掃工場長	出
関係町村、関係一部事務組合職員	小池 宏之	中之条町 保健環境課長	出
	本田 昌也	長野原町 町民生活課長	出
	望月 浩二	嬭恋村 住民課長	出
	宮崎 雄一	草津町 生活環境課長 草津町クリーンセンター（兼務）	出
	都築 喜久雄	高山村 住民課長	出
	谷 直樹	東吾妻町 町民課長	出
	飯塚 仁	吾妻東部衛生センター 所長	出
	櫻井 雅和	西吾妻環境衛生センター 所長	出
	滝澤 文彦	西吾妻衛生センター 所長	出
副管理者	石村 文明	東吾妻町 副町長	出

組合事務局： 管理者（東吾妻町町長） 中澤 恒喜
副管理者（東吾妻町副町長） 石村 文明
事務局長 蜂須賀 徹
事務局次長 奥木 明彦
事務局員 宮崎 剛
事務局員 黒岩 亨
事務局員 茂木 秀兵
(株)環境技術センター 事業本部 部長 味澤 伸輔
(株)環境技術センター 事業本部計画課 課長代理 西川 素平

傍聴者：なし（非公開）

- 次 第：1 開会
2 あいさつ・委員委嘱
3 委員会の概要
(1) 事業の概要について
(2) 委員会の運営について
4 議題
(1) 委員長、副委員長の選任
(2) 委員会における審議等について
5 閉会

(配付資料)

- ・次第
- ・第1回 吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 席次表
- ・吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 委員名簿
- ・吾妻環境施設組合施設整備検討委員会設置条例
- ・資料1 吾妻郡一般廃棄物処理施設整備事業の概要
- ・資料2 吾妻環境施設組合施設整備検討委員会の運営について
- ・資料3 吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 委員長、副委員長の選任について
- ・資料4 委員会における審議等について
 - 別添1 吾妻郡一般廃棄物処理施設整備基本計画の構成
 - 別添2 生活環境影響調査の概要
 - 別添3 第2回 吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 審議資料
- ・杉並清掃工場 パンフレット（関谷委員長提供）
- ・ごみれば 2023 循環型社会の形成に向けて（関谷委員長提供）

1. 開会（石村副管理者 開会宣言）
2. あいさつ・委員委嘱（中澤管理者挨拶、委員委嘱）

（委員、事務局の自己紹介）

3. 委員会の概要

（事務局 奥木次長）下記資料の説明

資料1 吾妻郡一般廃棄物処理施設整備事業の概要

資料2 吾妻環境施設組合施設整備検討委員会の運営について

（事務局 蜂須賀局長）視察の実施について連絡

4. 審議事項

（1）委員長、副委員長の選任

事務局案の承認により下記のとおり決定。

委員長：関谷委員

副委員長：八鍬委員

（関谷委員長）就任挨拶

（八鍬副委員長）就任挨拶

（2）委員会における審議について

（事務局）下記資料の説明

資料4 委員会における審議等について

別添1 吾妻郡一般廃棄物処理施設整備基本計画の構成

別添2 生活環境影響調査の概要

別添3 第2回 吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 審議資料

（委員長）

- ・次回以降の審議に備え、資料の熟読を委員に依頼。
- ・参考資料として「ごみれば 2023」を紹介（ストーカ方式の焼却炉の略図など）

< 質疑等 >

○概算見積額について

(委員)

- ・「審議テーマ3 処理方式」の「3. メーカーアンケート等を踏まえた検討」の中で7社中6社がストーカ式を推奨したと示されている。ストーカ式には「熱回収」と「ボイラー発電」があるが、このうちのどちらが推奨されたのか。

(事務局)

- ・質問への回答も含め、次回、最高額、最低額もわかるような詳細な資料を提供する。但し回答したメーカー名は記載しない。
- ・表に示した金額は、メーカー提出の概算見積り額の、方式ごとの平均値。
- ・組合、各町村とも財源確保に懸念があると理解している。

(事務局)

- ・「熱回収」推奨メーカーが5社、「ボイラー発電」推奨メーカーが5社。但し、重複回答を認める形でのアンケートのため、両方を推奨したメーカーがある。
- ・次回に向け、詳細資料を準備する。

○委員会における検討対象について

(委員)

- ・本委員会では一般廃棄物の中でごみ処理だけを検討し、し尿処理については検討しないという理解でよいか。

(事務局)

- ・ご理解のとおり。本委員会ではし尿処理については検討しない。

○生活環境影響調査について

(委員)

- ・13ページの「資料4」に「生活環境影響調査」に関する記述があるが、生活環境影響、つまり住民の方への影響を調査対象としているということか。大きな公共事業では、「環境影響評価」として例えばレッドリストに載るような希少種の動植物等への影響などを調査するが、ここではそこまでやらないという理解でよいか。

(事務局)

- ・ご理解のとおり。
- ・「環境影響評価」は群馬県条例や国の法律で定められた調査であり、一定の種類、規模に該当する事業に対してどのような項目について調査するかが定められている。環境影響評価では動植物の調査は必須項目のため、調査を行う。
- ・「生活環境影響調査」は廃棄物処理法で定められた調査。ご指摘のように「人の

生活の環境」に悪影響がないことを調べた上で事業を行う仕組みであり、基本的には動植物の調査を行わない。

- ・実施中の調査でも、動植物について調査を行う特段の必要性はないと判断し、動植物を追加項目とはしていない。

(事務局 補足説明)

- ・図示したとおり、建設予定地は原石山の採石場跡地であり、既に開発されて平場になっている。したがって、新施設の建設に伴い動植物を多く損なうおそれがないため、今回追加の調査対象とはしていない。
- ・さらに、現地は山間の地域であり、多くの人が通過する場所ではないため、景観や野外レクリエーションへの影響についても検討の必要はないと判断し、通常的生活環境影響調査の項目について調査を行うこととしている。

(事務局 補足説明)

- ・計画している施設は規模が小さく、群馬県条例による環境影響評価の対象事業には該当しない。
- ・生活環境影響調査書は県にごみ処理施設の設置届を提出する際に必須の書類であるため、設置届に添付し、県の審査を受けることになる。

(委員)

- ・わかりました。

5. 閉会 (副委員長 閉会挨拶)

以上